お客様各位

ロックウェルオートメーションジャパン㈱
〒104-0033　東京都中央区新川 1-3-17
新川三幸ビル
Tel. 03-3206-2786
Fax 03-3206-2386
マーケティング部　部長　畝　忠孝
Mail: tune@ra.rockwell.com

政省令等改正(2014 年 9 月 15 日施行)に伴う該非判定書改訂及び判定項目適用の変更について

Date: 2014/10/8

＊ “3. 輸出貿易管理令別表第1の2の項(8)に該当する製品の外国為替令(役務) 適用の変更” 内容改訂
役務許可例外について取扱説明書及び貨物に内蔵された状態のプログラムに関しての記載を追加
(2014/10/8 改訂)

平素よりお引き立てをいただき、誠にありがとうございます。
2014 年 9 月 15 日施行の政令等改正に伴い、項目別対比表(パラメータシート)の改訂を実施いたしましたので報告いたします。また、安全保障輸出管理の関係法令を遵守するため、弊社製品の該当性について経済産業省及び安全保障貿易情報センターに相談・再確認を行った結果、下記のとおり関係法令適用の変更及び追加を行うこととしました。内容ご理解いただくと共に、引き続きご愛顧いただけますと幸いです。
よろしくお願いいたします。

1. 政省令等改正に伴う該非判定書改訂

2014 年 9 月 16 日発行分のパラメータシートから改正内容を反映し、各パラメータシートの書式も変更いたしました。

2. 判定項目の全体的な見直し

① 輸出貿易管理令別表第1、リスト規制対象製品の判定項目に関して安全保障貿易センターと相談・確認の上、一部製品をより適正と判断される項目に変更いたしました。

② 上記変更及び相談・確認の結果、外国為替令別表の項目別対比表に関しても適正と判断される項目に変更、追加をいたしました。

3. 輸出貿易管理令別表第1の2の項(8)に該当する製品の外国為替令　適用の変更

現在、輸出貿易管理令別表第 1 の2の項(8)に該当している製品(次ページに記載するサーボドライブ/インバータ)に対して、役務該非判定を非該当から該当(外国為替令別表 2-(1))に変更いたします。
これにより役務判定も該当となりますが、貿易外省令(役務該当だが輸出許可が不要となる技術等を定めた省令)の適用により、輸出に際しての　役務取引許可申請は不要です。

① 外国為替令別表 判定変更の対象機種

貨物名	製品型式 （下記型番から始まる製品）	シリーズ名称
インバータ ドライブ	20F1	PF75xシリーズ
	20G1	
	21G1	
	21H1	
	21P	
	21K	

貨物名	製品型式 （下記型番から始まる製品）	シリーズ名称
サーボ ドライブ	2093-A	KINETIX2x シリーズ
	2094-A	KINETIX6x シリーズ
	2094-B	
	2198-H	KINETIX5x シリーズ
	2099-B	KINETIX7x シリーズ
	1398D	ULTRA シリーズ
	2092D	
	2098D	

②変更内容
下表の下線部分の判定が変更・追加となります。

	2014 年 9 月 14 日以前		2014 年 9 月 15 日以降		
	貨物	役務(外為令)	貨物	役務(外為令)	
				判定	輸出許可要否
インバータドライブ	2-(8) 該当	非該当	2-(8) 該当	2-(1) 該当 ＊1	不要
サーボドライブ (2094-Axxxx-M) (2094-Bxxxx-M)	2-(8) 該当	非該当	2-(8) 該当	2-(1) 該当 ＊1	不要
			9-(1) 非該当 ＊2	9-(2) 非該当 ＊2	不要
サーボドライブ (上記ドライブ以外)	2-(8) 該当	非該当	2-(8) 該当	2-(1) 該当 ＊1	不要

＊1 ドライブ内蔵のプログラム及び取扱説明書は省令 15 条第 1 項 2 号に役務該当ですが、当該
ファームウェア及び取扱説明書は、弊社 Web サイト内サポートページ(下記 URL)に公開されており、
貿易外省令第 9 条第 2 項第 9 号イの規定により経済産業省への役務取引許可申請は不要です。
サポートホームページ URL:
ファームウェアダウンロードサイト
http://www.rockwellautomation.com/rockwellautomation/support/firmware/overview.page
取扱説明書ダウンロードサイト
http://literature.rockwellautomation.com/idc/groups/public/documents/webassets/browse_category.hcst

また、ドライブに内蔵された状態のプログラムは貿易外省令第 9 条第 2 項第 14 号ハの規定により、
貨物と同時に提供される場合であり当該貨物のソースコードを開示、提供していないことから、
経済産業省への役務取引許可申請は不要です。

＊2 ドライブ本体に通信機能を持つ製品に関しては、輸出貿易管理令別表第 1 の 9 の 1 項および
外為令別表 9 の 2 項の該非判定書を追加いたしました。いずれも非該当となりますので、
貨物及び役務取引許可申請は不要です。

本件に対するお問い合わせは下記までお願いいたします。

ロックウェルオートメーションジャパン株式会社
マーケティング部 部長
畝 忠孝 (ウネ タダタカ)
Mail: tune@ra.rockwell.com